

(参考) 「特定個人情報保護評価の実施手順」の活用方法について

特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施する際には、以下の各段階で本資料を活用してください。

#### (1) 保護評価を実施する前：保護評価の手順を把握

本資料5ページで、実施手順の全体像及び各部署の役割を把握した後、一読し保護評価の手順を把握してください。

(2) 保護評価を実施する段階：本資料を基に、法令・ガイドライン等を参照

特定個人情報保護評価指針等の記載順は、保護評価の手順に沿っているとは限らないため、保護評価を実施する際には、各ページの下部に記載されている関連箇所を参考にしながら、特定個人情報保護評価指針の解説<sup>1</sup>等を参照してください。

また、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、評価書の記載要領や、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン<sup>2</sup>を参照しながら、十分なリスク対策が実施されているかを検討・確認してください。

以下に該当する者が特定個人情報を保有しようとする場合、保有前（当該事務でシステムを使用する場合は、プロラミング開始時）に評価書を作成し、個人情報保護委員会（以下「委員会」といいます。）へ提出の上、公表することが、番号法等により原則として義務付けられています！

(3) 評価書の公表後：(1)・(2) を繰り返し行い、継続的に見直しを検討

評価書の公表後も継続的にリスク対策等の見直しを行うことが求められているため、1年ごとの見直しや保護評価の再実施を行う際等にも、本資料を活用してください。

以上

<sup>1</sup> <https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/> に掲載しています。

<sup>2</sup> <https://www.ppc.go.jp/legal/policy/> に掲載しています。評価書の記載要領（本資料 p.24 に記載要領の例を掲載）や評価書様式の欄外に主な参照箇所を記載しています。